

スポーツ医・科学拠点整備に向けた有識者懇談会開催要綱

(目的)

第1条 スポーツ医・科学拠点整備に向けた基本構想の策定を行うにあたり、専門的な見地からの幅広い意見を聴取するため、学識経験者で構成する「スポーツ医・科学拠点整備に向けた有識者懇談会（以下「懇談会」という。）」の開催にあたり必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 名古屋市におけるスポーツ医・科学支援の現状及び課題に関すること
- (2) 他自治体におけるスポーツ医・科学支援の状況に関すること
- (3) 今後の名古屋市におけるスポーツ医・科学支援の内容に関すること
- (4) その他、スポーツ医・科学拠点整備に向けた基本構想の策定に関すること

(組織)

第3条 懇談会の委員は、有識者等のうちからスポーツ市民局長が選任する。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、懇談会を統括し、議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要の都度、スポーツ市民局長が招集する。

- 2 スポーツ市民局長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に懇談会への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 懇談会は公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、名古屋市が非公開を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 名古屋市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報が含まれる事項を取り扱う場合
 - (2) 懇談会を公開することより、懇談会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 4 懇談会の傍聴に係る手続き及び傍聴する者が遵守すべき事項については、別に定めるものとする。

(謝金及び旅費)

第6条 委員には、懇談会出席等に係る謝金及び旅費を支払うことができる。謝金の額は1日につき12,600円とする。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、スポーツ市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。